



# 新たな 「北海道水産業・ 漁村振興推進計画」

北海道では、活力ある水産業の構築を目指し、平成14年3月に「北海道水産業・漁村振興条例」を制定し、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成20年3月に「北海道水産業・漁村振興推進計画（第2期）」を策定しました。

第2期計画策定後5年が経過し、東日本大震災による甚大な被害や原発事故による水産業への影響、ホッケや秋サケなど主要魚種の減産、漁業者の減少・高齢化や厳しい漁業経営、トドやオットセイなどの海獣による漁業被害の増大など、水産業・漁村をとりまく情勢も大きく変化しています。

## 新たな振興推進計画の策定

これらの情勢の変化などを踏まえ、本道の水産業が将来にわたり魅力ある産業として発展できるよう、平成25年3月に「北海道水産業・漁村振興推進計画（第3期）」を策定しました。

この第3期計画では、次の5つの基本的な方針に基づき、今後10年程度の展望のもと5年間（平成25年から平成29年）の取組を示しています。

- ・水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進
- ・人材の育成・確保と魅力ある漁業経営の展開
- ・安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化
- ・環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村の構築
- ・水産業・漁村が有する多面的な機能の発揮と道民理解の促進

## 計画の目標（漁業生産の目標）

資源管理や栽培漁業の取組強化、漁業経営体の育成や就業者の確保などの施策を総合的かつ計画的に進め、漁業生産を維持増大させ、約143万トンを生産目標とします。なお、生産目標の達成に向けては、漁業経営の安定が基本となることから、経営対策や消費流通対策などの取組を併せて推進していきます。

北海道水産林務部総務課水産企画グループ

## 第1 計画策定の考え方

### 1 計画策定の趣旨

「北海道水産業・漁村振興推進計画」（以下、「計画」という。）は、「北海道水産業・漁村振興条例」（平成14年3月29日北海道条例第3号。以下、「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例に掲げている道が講ずる基本的な施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的を実現するために水産業・漁村の振興に関する施策の基本的な事項及び漁業生産の目標等を示すものです。

また、この計画は北海道行政基本条例第7条に基づき策定する、道政の基本的な方向を総合的に示す「新・北海道総合計画」に沿った、特定分野別計画として位置付けられるものです。

## 3 計画策定の手法

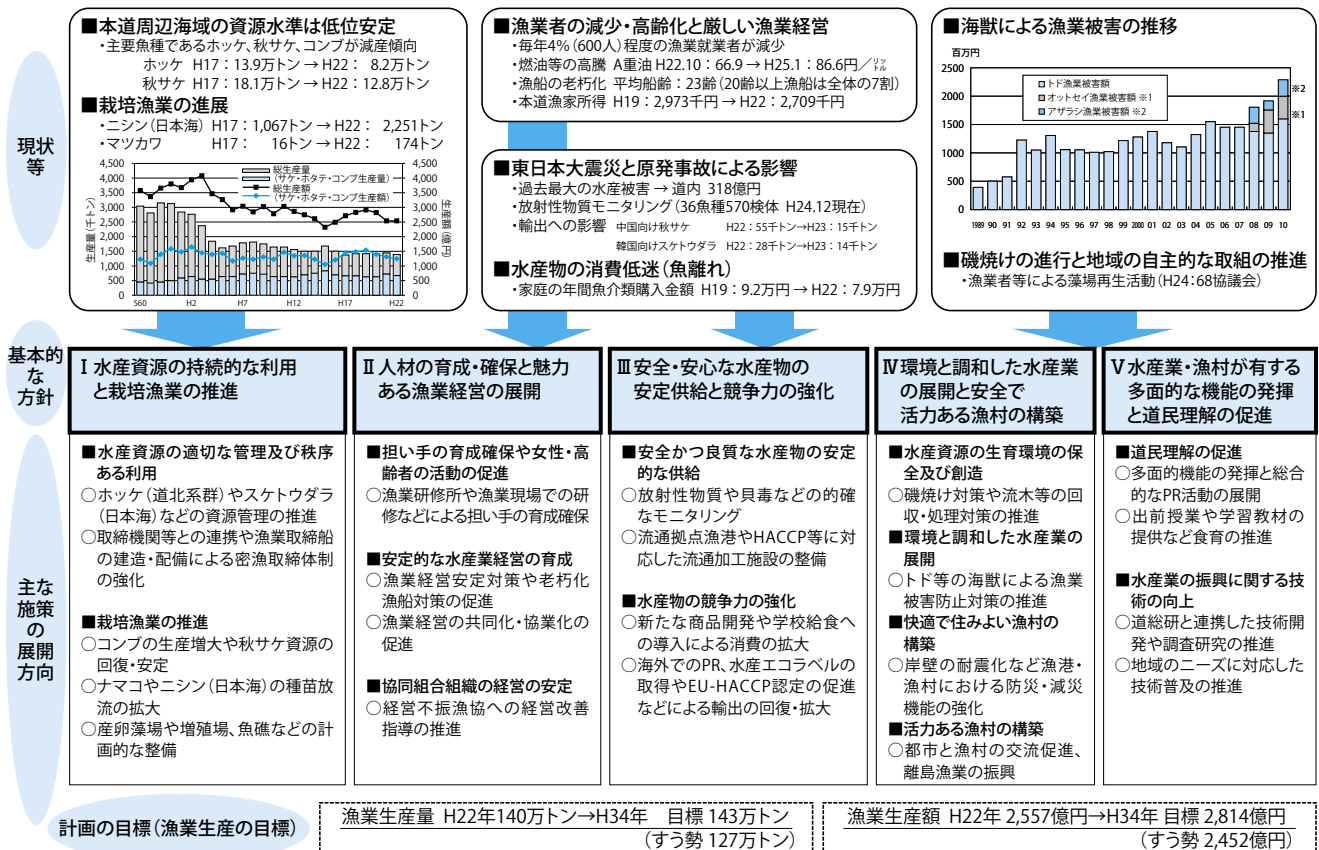
計画の策定に当たっては、条例の規定に基づき、道民の方々の意見や北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴いて策定しています。

## 4 計画の期間

この計画では、水産業・漁村をめぐる情勢の変化や、国の水産基本計画、道の新・北海道総合計画との整合を勘案し、今後10年程度（おおむね平成34年）の展望のもと、当面5年間（平成25年度から平成29年度）の取組を示しています。

なお、大きな社会経済情勢の変化があった場合など、期間内においても必要に応じて計画を見直すこととします。

## 北海道水産業・漁村振興推進計画（第3期）の概要



## 第2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

### 1 水産業・漁村をとりまく情勢の変化

#### (1) 我が国の社会経済情勢の変化

##### ① 東日本大震災による甚大な被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方を中心に全国で甚大な被害がもたらされ、水産関係では漁港、漁船、養殖施設などに1兆2千億円を超える被害があり、本道においても300億円を超える被害が発生しました。

国内有数の漁業生産基地が形成され、水産流通・加工業が発達した東北地方が被災したことにより、漁業生産の減少や流通加工機能の低下に伴う輸入の増加など、全国の水産業に大きな影響があらわれています。

##### ② 原発事故による水産業への影響

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により、大量の放射性物質が大気中や海などに放出されたことから、食品の国内検査体制の強化や諸外国の輸入規制など、水産業にも影響があらわれています。また、原発事故を契機に太陽光や風力などの再生可能エネルギーの重要性が高まっています。

##### ③ 少子高齢社会の到来

我が国は、少子高齢化が急速に進行していますが、特に、今後は地方の過疎化や高齢化が加速すると予想されており、漁村においては、漁業就業者等の減少・高齢化により、地域社会の活力の低下が懸念されています。

##### ④ 経済のグローバル化による影響

我が国とアジア諸国等との間で関税撤廃等を行うEPA/FTA交渉が進むなど、水産物の貿易自由化が拡大しているほか、ロシアのWTO加盟（平成24年8月）やTPP協定に関する動きもみられます。また、先進国における健康志向の高まりなどにより、今後も世界の魚介類の需要は増加するものと見込まれています。

#### (2) 水産業をめぐる情勢の変化

##### ① 資源管理・漁業所得補償対策の開始

国は、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象として、一定以上の減収が生じた場合に減収を補填す

る漁業共済制度等を活用した新たな「資源管理・収入安定対策」と、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」を組み合わせた「資源管理・漁業所得補償対策」を平成23年から導入しました。

##### ② 消費者の魚離れ

魚介類と肉類の国民1人1日当たりの摂取量を比べると、魚介類の摂取量は年々減少し、平成21年には肉類が魚介類を逆転したほか、これまでは若年齢層で肉類の摂取量が多かったものが、近年は中高年齢層にも同様の傾向が見られるようになり、今後は人口の減少と相まって水産物消費の低下が懸念されています。また、「食の外部化や簡便化」の拡大など、消費者のニーズはますます多様化しています。

##### ③ 新たな水産基本計画等の策定

平成24年3月に閣議決定された国の水産基本計画では、東日本大震災からの復興を改めて位置付けるとともに、資源管理・漁業所得補償対策を中核施策と明記し、10年後の加入率を9割とするなど、収益性の高い漁業経営の実現を目標に掲げています。また、6次産業化の取組の加速、水産物の消費拡大、水産業・漁村が有する多面的機能の発揮などの施策を展開することにより、水産物の自給率を70%（平成34年）まで引き上げることを目標としています。

## 2 本道水産業・漁村の現状と課題

本道は我が国最大の水産物供給基地であり、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給することが期待されています。また、水産業は本道の基幹産業であり、漁村地域などの経済社会の維持安定に重要な役割を果たしていますが、本道水産業・漁村は様々な課題を抱えています。

#### (1) 水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進

本道周辺海域の資源水準は、おおむね安定して推移していますが、主要魚種である秋サケやホッケ資源などの低迷により、漁業生産量は減少しています。このため、道北系群のホッケや日本海のスケトウダラなど

の資源管理を推進するとともに、秋サケやコンブの生産回復、さらには、新しい栽培対象魚種の事業化など、海域の特性に応じた栽培漁業の安定的な推進が必要となっています。

## (2) 人材の育成・確保と魅力ある漁業経営の展開

本道の漁業就業者数は、毎年4%（600人）程度の減少が続いています。また、漁業経営については、漁業生産の減少、燃油・資材の高騰、漁船の老朽化など厳しい状況に置かれています。このため、漁業後継者の確保や老朽化した漁船の更新など、生産体制を強化するとともに、高付加価値化の取組や漁業経営の効率化、資源管理・漁業経営安定対策の活用などにより、魅力ある漁業経営の展開が必要となっています。

## (3) 安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化

原発事故により、消費者の「食」の安全・安心に対する関心が国内外で高まっており、近年増加傾向にあった輸出量も減少しています。

このため、道産水産物の放射性物質等のモニタリングの強化により、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者や輸出先の理解を深めることが求められています。また、国内では家庭における魚介類の消費が減少傾向にあることから、魚食普及や販路拡大など、道産水産物の消費拡大が必要となっています。

## (4) 環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村の構築

近年、トドに加えてアザラシやオットセイなどの海獣による漁業被害が20億円を超えるなど、深刻な問題となっていることから、漁業被害対策の強化が求められています。また、磯焼け漁場の回復や漂流・漂着物の回収・処理など、水産資源の生育環境を保全するとともに、東日本大震災の経験を踏まえた漁港・漁村における防災・減災機能の強化が必要となっています。

## (5) 水産業・漁村が有する多面的な機能の発揮と道民理解の促進

生態系の保全や国境監視、海難救助など、水産業・漁村が有する多面的機能を発揮するため、漁業者等による藻場・干潟の保全活動などの公益的な取組を一層

活発化するとともに、都市と漁村の交流・共生や食育などを通じた消費者と生産者との連携の輪を広げるなど、水産業・漁村に対する道民理解の促進が必要となっています。

## 3 施策推進の基本的な方針

条例の基本理念にのっとり、近年の水産業・漁村を取り巻く情勢変化や課題を踏まえ、次の基本的な方針に基づき取組を進めていきます。

### (1) 水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進

水産資源の回復・増大を着実に図るため、精度の高い資源評価に基づく資源管理の取組や秩序ある資源利用を促進するとともに、種苗放流事業の効果的な推進や漁場の計画的な整備など、海域の特性に応じた栽培漁業を積極的に推進していきます。

### (2) 人材の育成・確保と魅力ある漁業経営の展開

漁業の将来を担う後継者を確保するとともに、努力が実を結び安定した収入が確保される魅力ある漁業経営を展開するため、収入安定対策やコスト対策による漁業経営の安定、他産業と連携した付加価値向上の取組などを推進していきます。

### (3) 安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化

消費者に安全・安心な水産物を安定供給するため、放射性物質等のモニタリングを的確に実施するとともに、生産や流通の拠点となる漁港・流通加工施設の整備を進めていきます。また、魚食普及などによる消費拡大、ブランド化や国内外における積極的な販路拡大の取組など、道産水産物の競争力の強化に努めていきます。

### (4) 環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村の構築

豊かな水産資源を育む水域環境を保全するため、植樹や藻場・干潟の維持保全などの活動を進めるとともに、トド等の海獣による漁業被害対策を推進していきます。また、快適で活力ある漁村づくりを進めるため、東日本大震災を踏まえて防災施設等の整備や都市と漁村の交流を促進していきます。

(5) 水産業・漁村が有する多面的な機能の発揮と道民理解の促進

本道の水産業・漁村が果たす公益的な役割について、道民の理解を深めるため、漁業者、市町村、学校関係者及び市民団体等と連携しながら、食育や漁業体験などと併せ水産業・漁村についての総合的なPR活動を展開していきます。

4 施策展開にあたっての留意点

(1) 適切な役割分担

施策の効率的な推進にあたっては、国や市町村、水産関係者などとの適切な役割分担や連携協力が不可欠なことから、関係機関等との情報交換や施策提案などに努めていきます。また、環境保全や漁村振興、地産地消等の取組においては、関係機関に加え市民団体、地域の住民や農林業など他産業とも連携を図りながら、取組を進めていきます。

(2) 道民理解の促進

水域環境の保全や遊漁における秩序ある漁場利用、余暇活動におけるルールづくりなどは、道民の理解と

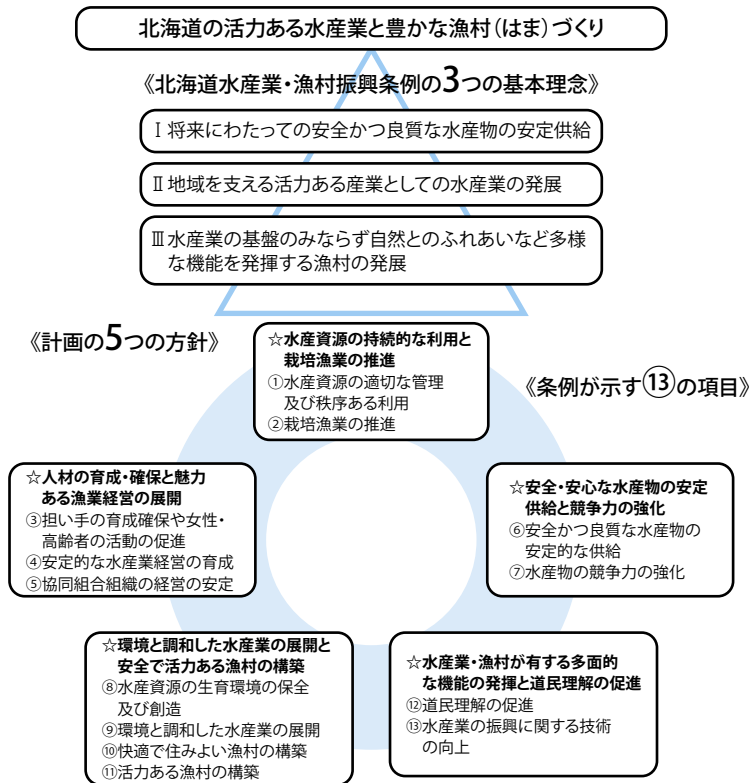
協力の下に進めていくことが不可欠であり、また、水産物の消費においても道民全体の積極的な役割が期待されています。道民自身が水産業・漁村を支えるという視点に立ち、水産業の振興などに自発的に関わっていけるよう、水産関係者や市民団体などの多様な主体と連携を強化して道民理解の促進に努めていきます。

(3) 円滑な事業の推進

水産業・漁村の振興を図る上で、法制度などの整備も重要となることから、国の所管事項については、必要な制度改正や新たな事業創設を求めていきます。道としても、国と連携しながら、制度の検討や整備に努めるとともに、政策評価による事業の点検・見直しなど、円滑に事業が進められるよう努めていきます。

第3 施策の展開方向

条例に示す13項目の基本的施策と計画の基本的な方針は、次のような大きな関係にあります。個々の施策の効果をあげるため、相互の有機的な連携を念頭に置いて取組を進めていくこととしています。



※ 計画の全文は北海道庁のHPで閲覧することができます。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/suisan-group/s-keikaku/3ki.htm>